

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

みなとみらい21地区公衆無線LAN整備運用業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格上限は21,000千円（税込）です。

なお、提案書提出時には業務に必要な内訳（設置費用：アクセスポイント・ルーター・システム設計費・クラウド設定費・工事費等、運用費用：運用保守費・クラウド利用料等）を示した参考見積書を合わせて提出することとします。

3 提案資格

提案者は次の要件をすべて満たすこと

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）でない者であること。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること。
- (8) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定する総務大臣の登録を受けた電気通信事業者であり、提供する電気通信役務として「公衆無線LANアクセスサービス」の登録を受けていること。
- (9) 平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、種目が「316 コンピュータ業務」の細目が「A システムの開発・保守・運用」に登録されている者であること。

ただし、提案者が上記名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目において現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了している場合においては、この限りではない。

- (10) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 自治体、民間企業問わず、公衆無線LAN整備業務の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

4 参加に係る手続き

- (1) 参加意向申出書の提出期限
平成28年9月7日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
横浜市都市整備局 都心再生部
みなとみらい21推進課 基盤整備担当
担当 光田（みつだ）、執行（しぎょう）
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
電話 045-671-3612
FAX 045-651-3164
E-mail tb-mm21@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）
- (4) 参加意向申出書の添付資料
公衆無線LAN整備事業の履行実績が確認できる資料を添付すること。
- (5) 提案資格確認結果の通知
参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。
 - ア 通知日
平成28年9月12日（月）午後5時までに行います。
 - イ その他
提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までとします。
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書（様式-1）の提出

本要領等の内容 について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限
平成28年9月20日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
4(2)と同じ
- (3) 提出方法
4(3)と同じ
- (4) 回答日及び方法
平成28年9月27日（火）までにWebページに掲載します。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/mm21/qa/>

6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（要綱様式5及び様式-2～13）に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
 - ア 業務の実施体制について（様式-2）
 - イ 予定技術者の経歴等について（様式-3）
 - ウ 予定技術者の同種・類似業務実績について（様式-4）
 - エ 業務の実施方針について（様式-5）
 - オ 業務の実施手法について（様式-6～9）
 - カ その他の課題等について（様式-10～12）
 - キ 提案書の開示に係る意向申出書（様式-13）なお、業務に関する項目（エ、オ、カ）については、別紙業務説明資料の【提案書記載事項】を参照すること。
- (4) 管理技術者は、自治体、民間企業問わず、公衆無線LAN整備業務の実績を有するものとします。
- (5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
 - イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、業務の内容が具体的に表現されたものは認めません。
 - ウ 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は認めません。
 - エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
 - オ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数：2部（正1部、複写用1部）

イ 提出先：4(2)と同じ

ウ 提出期限：平成28年10月28日（金）午後5時まで

エ 提出方法：持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案者の都合による提案内容の変更は認められません。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関し、説明していただきます。

(1) 実施日時

平成28年11月上旬

(2) 実施場所

市庁舎6階 B会議室

横浜市中区港町1丁目1番地

(3) 出席者

総括責任者又は主任技術者を含む3名以下としてください。

(4) その他

日時等詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

(1) 都市整備局第一入札参加資格審査・業者選定委員会

ア 所掌事務

プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること。

イ 委員

都市整備局長（委員長）

都市整備局 副局長

都市整備局	企画部長
都市整備局	都市交通部長
都市整備局	都心再生部長
都市整備局	地域まちづくり部長
都市整備局	市街地整備部長
都市整備局	総務課長
財政局	契約第二課長

(2) みなとみらい21地区公衆無線LAN整備運用業務委託に係るプロポーザル評価委員会

ア 所掌事務

プロポーザルの評価に関すること。

イ 委員

都市整備局	副局長（委員長）
政策局	政策課担当課長
文化観光局	観光振興課長
総務局	行政・情報マネジメント課セキュリティ担当課長
環境創造局	政策課長
環境創造局	南部公園緑地事務所担当課長（都心部公園担当）
港湾局	賑わい振興課長
港湾局	賑わい振興課担当課長
都市整備局	総務課長（副委員長）
都市整備局	企画課長
都市整備局	みなとみらい21推進課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者に特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

平成28年11月下旬

日時等詳細については、別途お知らせします。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までとします。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

本市は、提出されたプロポーザルについて、以下のとおり取り扱います。

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語：日本語
 - イ 通貨：日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否：要する。

(様式-1)

平成28年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

質 問 書

業務名：みなとみらい21地区公衆無線LAN整備運用業務委託

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署 都市整備局みなとみらい21推進課

担当者名 みつだ しぎょう
光田、執行

電話番号 045-671-3612

ファクス番号 045-651-3164

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

(様式-2)

業務の実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者			

注：所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等についても記載すること。

(様式-3)

予定技術者の経歴等

役割 <input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者	氏名	生年月日
担当する分担業務の内容		
所属・役職		
所有技術者資格（資格の種類、部門、取得年月日）		
業務経歴等		
その他（発表論文・表彰・取得特許等）		
手持ち業務の状況（年 月 日現在）		
業務名称	発注機関名称	履行期限
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

注1：役割欄は、管理技術者・担当技術者のどちらかにチェックしてください。

注2：業務経歴、その他については、今回業務と同種・類似業務等を中心に記入する。

(様式-4)

予定技術者の同種・類似業務実績

役割	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者	氏名	
業務名称			
発注機関名			
実施時期			
業務概要			
技術（業務）的特徴			
業務名称			
発注機関名			
実施時期			
業務概要			
技術（業務）的特徴			
業務名称			
発注機関名			
実施時期			
業務概要			
技術（業務）的特徴			
業務名称			
発注機関名			
実施時期			
業務概要			
技術（業務）的特徴			
業務名称			
発注機関名			
実施時期			
業務概要			
技術（業務）的特徴			

注1：役割欄は、管理技術者・担当技術者のどちらかにチェックしてください。

注2：予定技術者の人数分作成してください。

(様式－5)

業務の実施方針

基本的な考え方	
提案の概要	
具体的なシステム構成	

(様式－6)

業務の実施手法（認証手続き）

認証方式	
認証時の画面遷移イメージ	
2回目以降のアクセス時の設定方法	
対象言語	

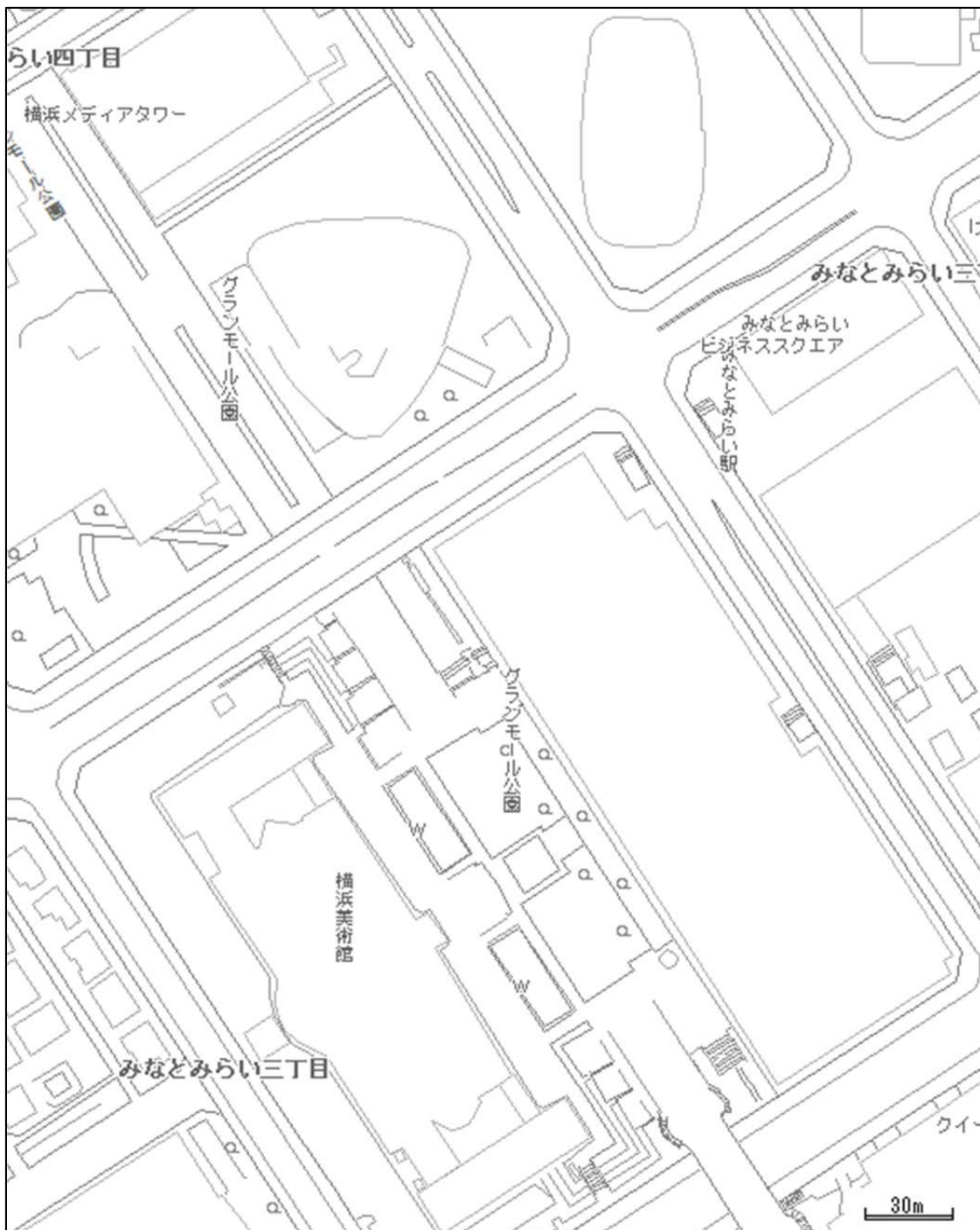
(様式-7)

業務の実施手法 (アクセスポイントの仕様)

設置機器のイメージ図	
機器更新	

(様式-8)

業務の実施手法 (グランモール公園(美術の広場)想定利用範囲)



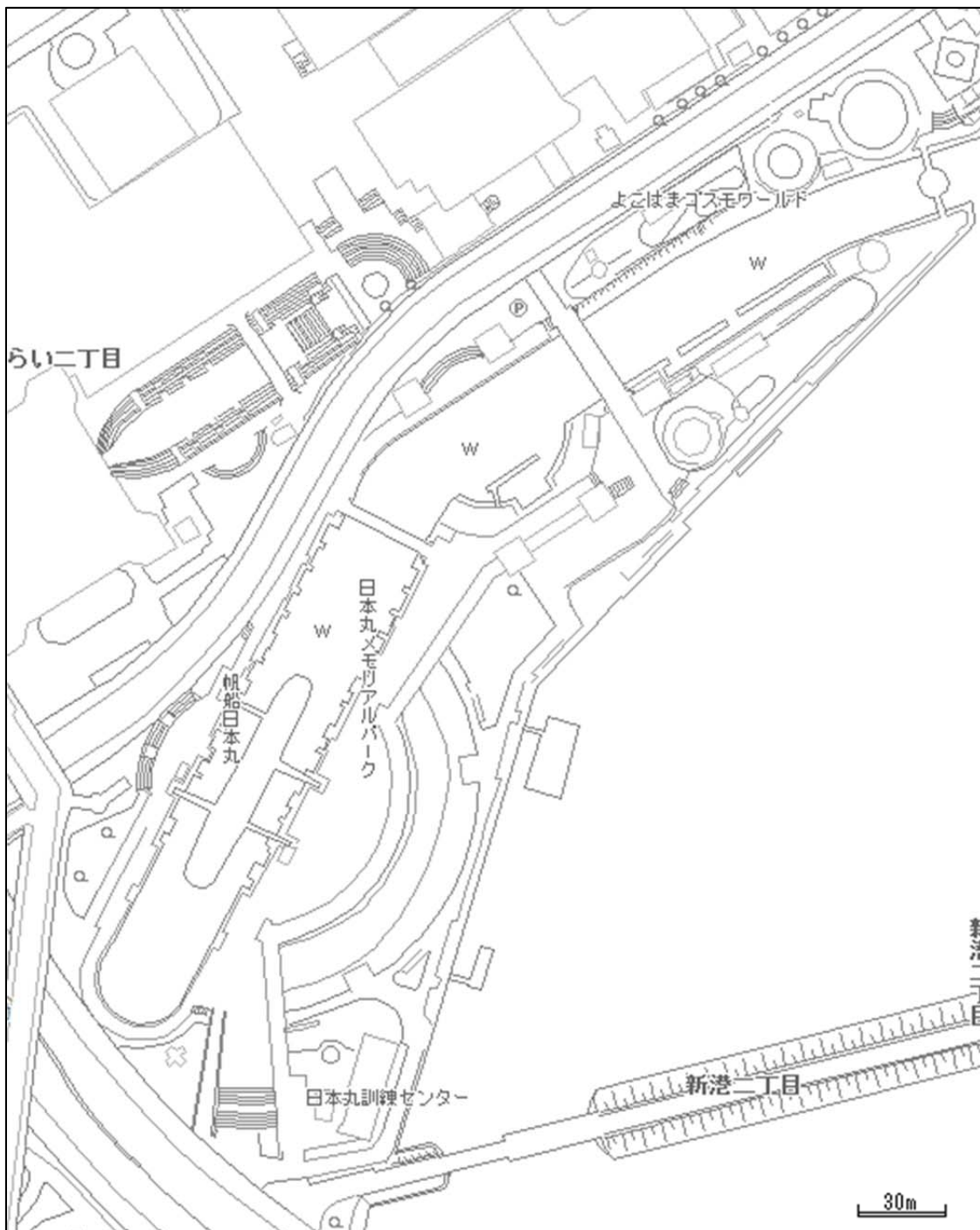
設置箇所：

設置台数：

想定利用範囲：

(様式-8)

業務の実施手法 (日本メモリアルパーク 想定利用範囲)



設置箇所：

設置台数：

想定利用範囲：

(様式-8)

業務の実施手法 (象の鼻パーク想定利用範囲)



設置箇所：

設置台数：

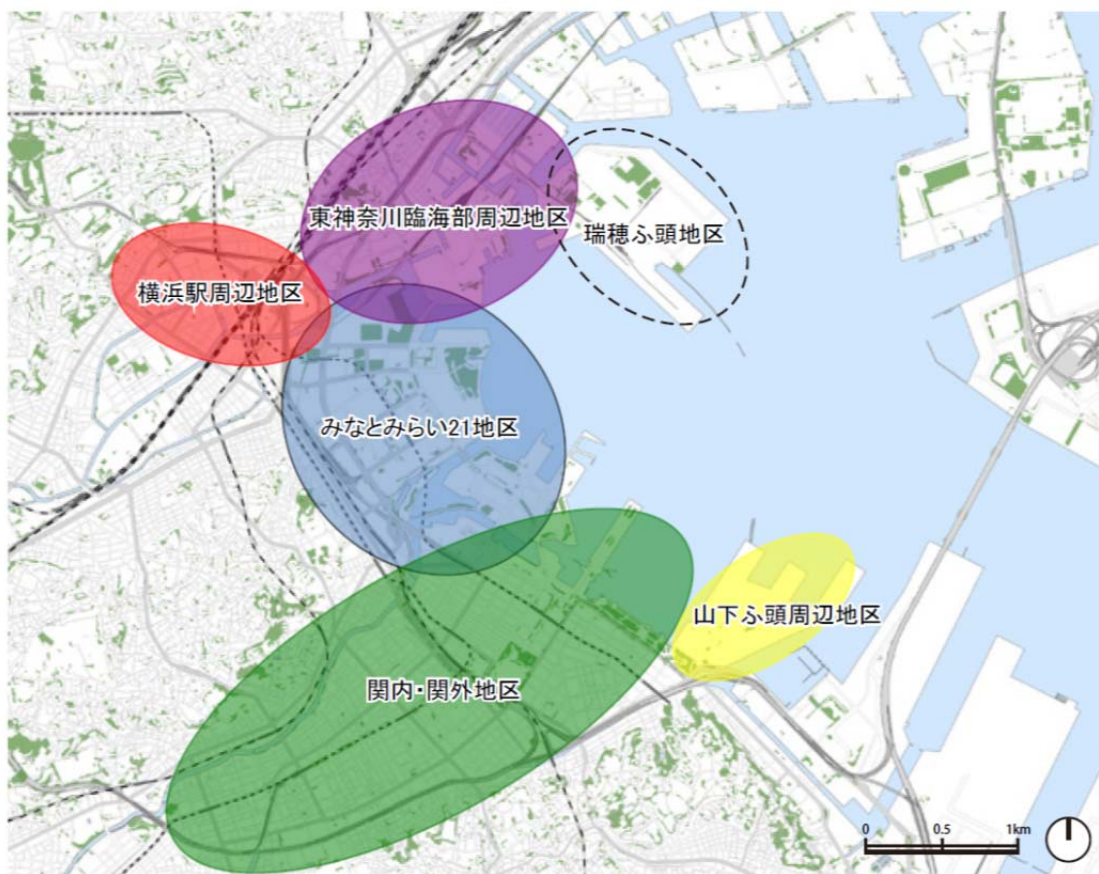
想定利用範囲：

(様式－9)

業務の実施手法（他地区との連携）

横浜臨海部および新横浜における最新の公共無線LANエリア図

横浜臨海部とは、下図の「みなとみらい21地区」「横浜駅周辺地区」「関内・関外地区」「山下ふ頭周辺地区」「東神奈川臨海部周辺地区」を指します。



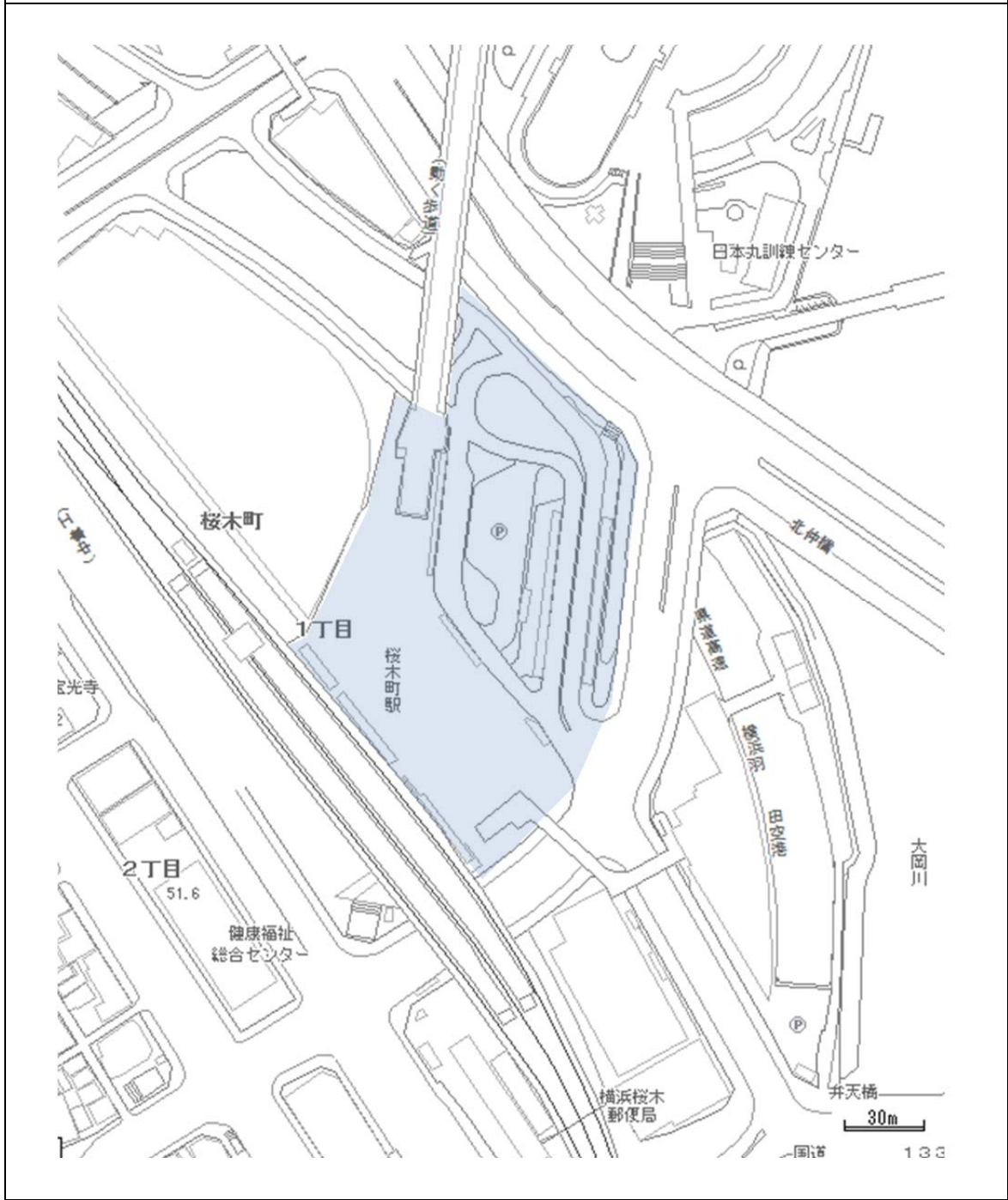
最新の公共無線LANエリア図（横浜臨海部および新横浜）は「別紙添付」としてください。書式は問いません。

既存の公衆無線LANとの連携

(様式-11)

その他 (将来整備の提案)

桜木町駅前広場 配置箇所案



効率的な整備手法

(様式-11)

その他 (将来整備の提案)

赤レンガパーク 配置箇所案

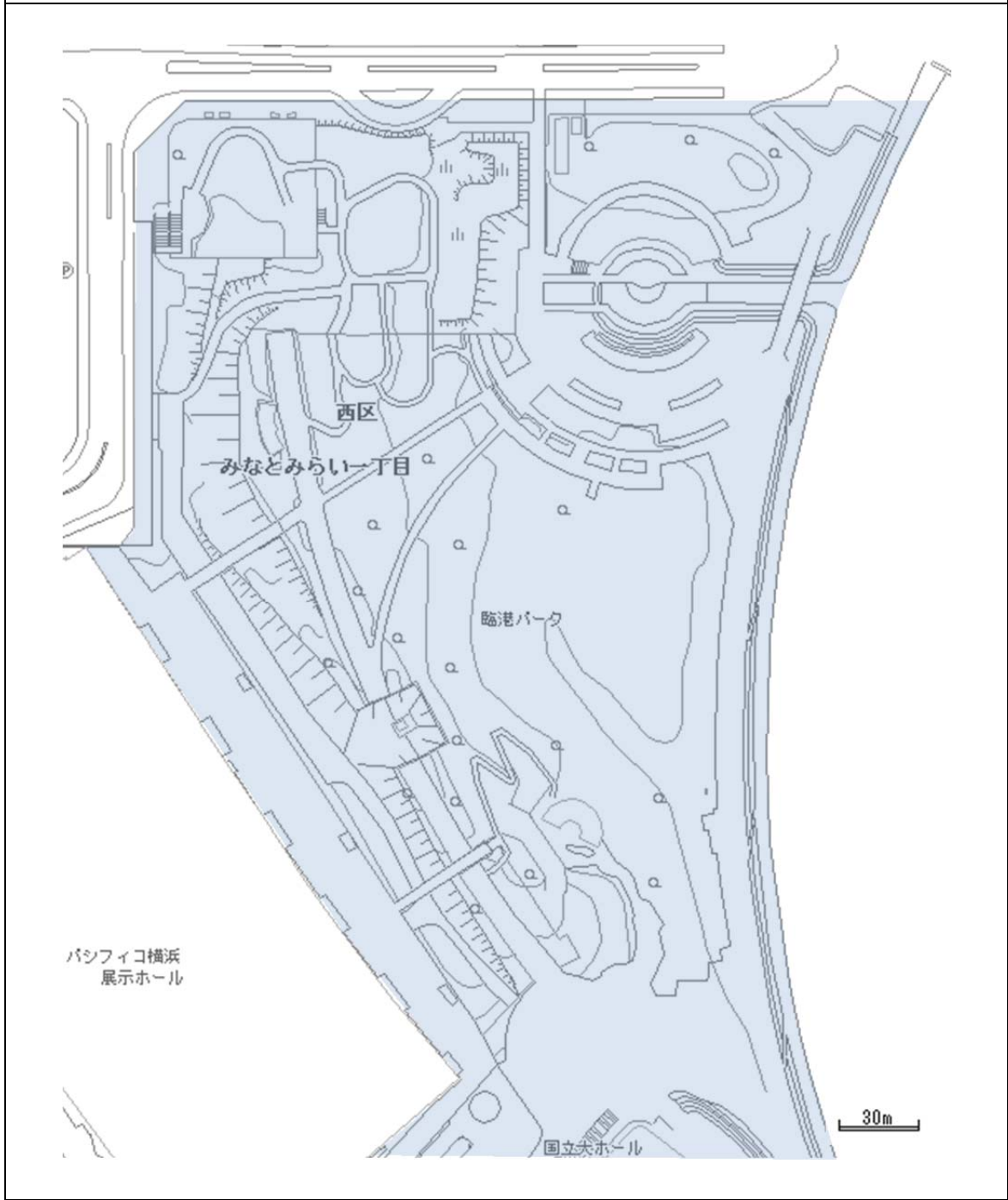


効率的な整備手法

(様式-11)

その他 (将来整備の提案)

臨港パーク周辺 配置箇所案



効率的な整備手法

(様式-11)

その他 (将来整備の提案)

臨港パーク周辺 配置箇所案

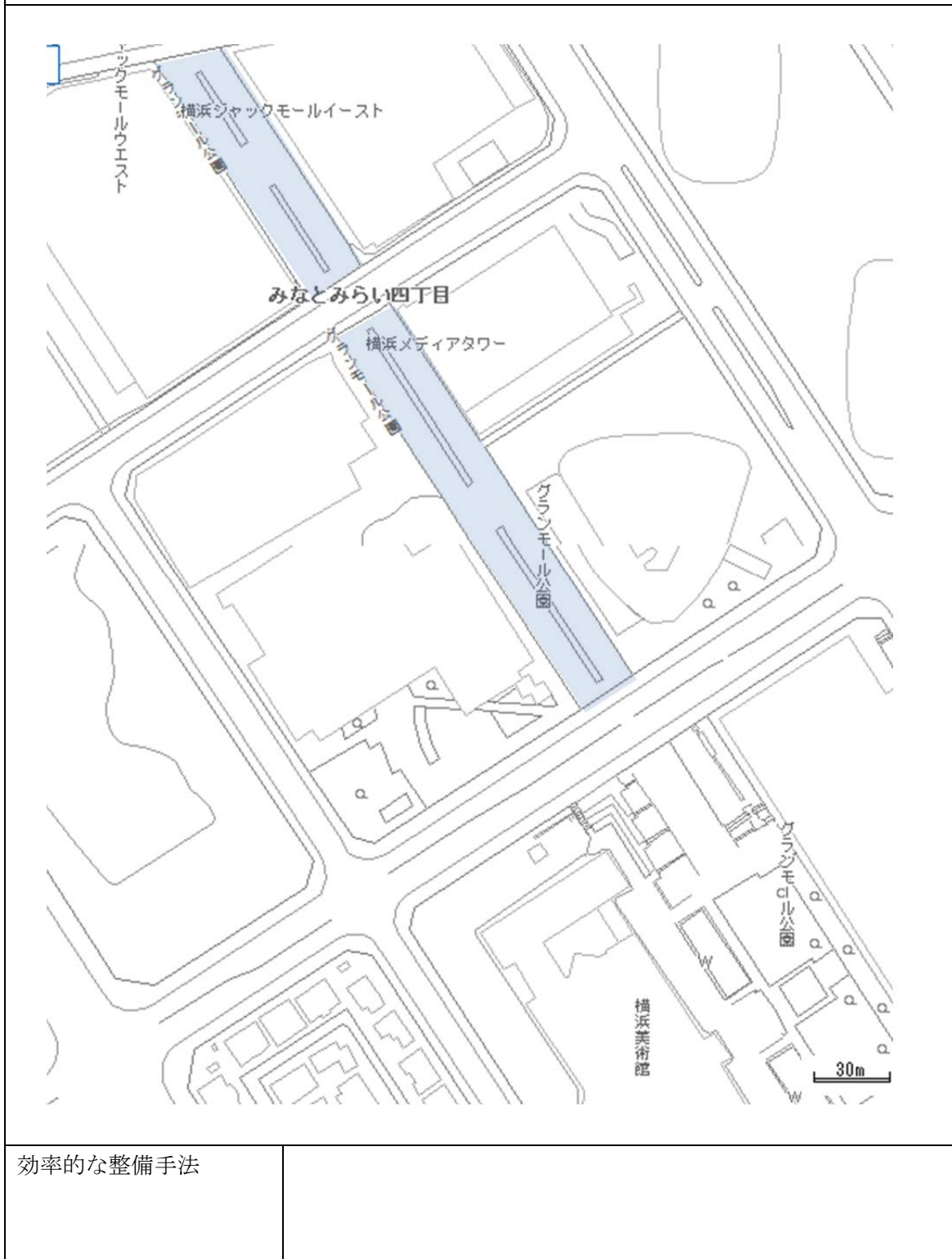


効率的な整備手法

(様式-11)

その他 (将来整備の提案)

グランモール公園 配置箇所案

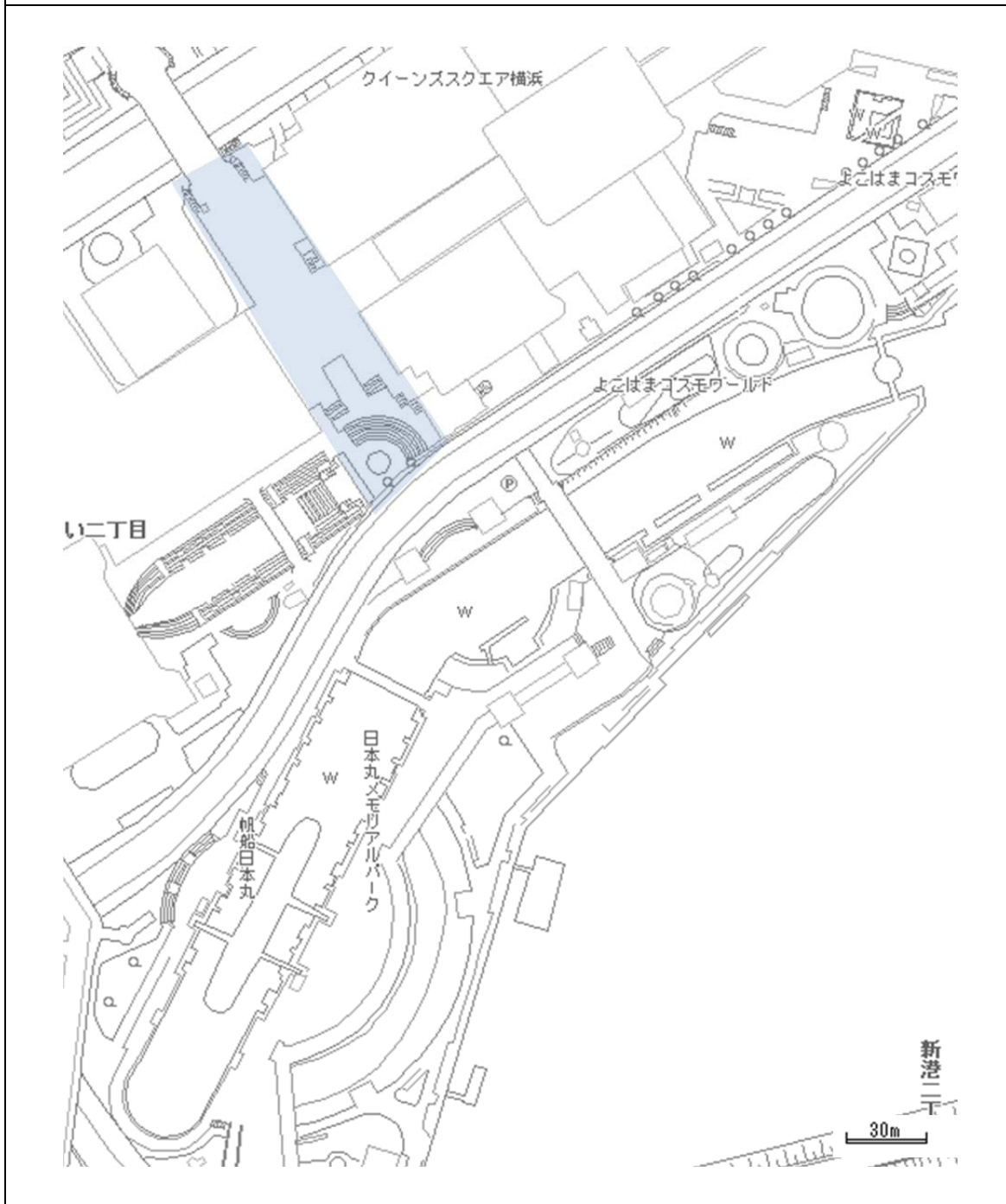


効率的な整備手法

(様式-11)

その他 (将来整備の提案)

グランモール公園 配置箇所案



効率的な整備手法

(様式-12)

その他（コスト削減提案、自由提案）

コスト削減提案	
自由提案	

提案が特にない場合は、記入は不要です。

(様式-13)

平成 28 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

業務名：みなとみらい21地区公衆無線LAN整備運用業務委託

1. 提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

2. 提案書の非開示を希望します。

理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者

所属

氏名

電話番号

ファクス番号

E-mail